

役員報酬規程（案）

理事	6名
監事	2名
選定委員	3名
評議員	4名

上記の役員に対し年度末（3月31日）までに本人指定した口座に理事会・監査会・選定委員会・評議員会に参加回数×3000円を費用代償として支払う。

ただし、定款に定める上限を超えた場合は年額1人15000円とする。ただし、交通費は別途支給する

この規定は平成29年4月1日から適用する